

## 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 牧野管理規程（第三条—第八条）

第三章 保護牧野（第九条—第十七条）

第四章 雜則（第十八条—第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

## 第一章 総則

## (法律の目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃を防止するためには必要な措置を講じ、もつて国土の保全と牧野利用の高度化を図ることを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律で「牧野」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕作の目的に供される土地を除く。）をいう。

## 第二章 牧野管理規程

## (牧野管理規程の作成)

第三条 地方公共団体は、その管理に属する牧野であつて政令で定めるものにつき、当該牧野が立地その他の諸条件に応じて最も効率的に利用されるように牧野管理規程を定めなければならない。

## 第三条

2 地方公共団体は、前項の規定により牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野

3 管理規程案を十日間公示しなければならない。

4 当該牧野の利用者、所有者その他の利害関係のある者で、当該牧野管理規程案に不服のあるもの

5 は、前項の公示期間満了後二十日以内に、当該地方公共団体に異議を申し出ることができる。

6 前項の規定による異議の申出があつたときは、当該地方公共団体は、同項の期間満了後二十日以内に、公聴会を開き、当該牧野の利用者、所有者その他の利害関係のある者の意見を聞かなければならぬ。

7 地方公共団体は、牧野管理規程を定めたときは、遅滞なく、次の各号の区分に従い、それぞれ、農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 都道府県にあつては、農林水産大臣

二 市町村（その組合及び財産区を含む。）にあつては、都道府県知事

3 牧野管理規程の変更については、第二項から前項までの規定を準用する。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、当該牧野を最も効率的に利用させるために必要があると認めるときは、牧野管理者に対し、牧野管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

## (牧野管理規程の内容)

第四条 牧野管理規程には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

## 1 位置及び面積

2 用途別の区画及び面積

3 放牧地にあつては放牧期間、家畜の種類別認容頭数及び放牧方法、採草地にあつては採草期

4 草種及び草生の改良の方法に関する事項

5 有害な植物及び障害物の除去並びに害虫の駆除に関する事項

6 牧野用施設に関する事項

7 経費の負担区分に関する事項

8 違反に対する措置に関する事項

2 前項第三号の認容頭数は、家畜の食草量に応じ牛又は馬に換算して定めることができる。この場合の換算の方法は、農林水産省令で定める。

(牧野管理規程の遵守)

第五条 地方公共団体は、牧野管理規程に従つて当該牧野を利用させなければならない。

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、牧野の改良及び保全に關し専門的知識を有する職員に、それぞれ、その届出を受理した牧野管理規程のある牧野に立ち入らせ、当該牧野が最も効率的に利用されているかどうかを検査させることができる。

2 前項の検査の結果、牧野管理規程に違反する事実があると認めるときは、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該牧野の管理者に對し、牧野管理規程を遵守し、又はその利用者をしてこれを遵守させるために必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

7 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

8 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

9 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

10 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

11 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

12 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

13 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

14 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

15 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

16 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

17 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

18 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

19 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

20 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

21 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

22 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

23 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

24 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

25 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

26 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

27 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

28 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

29 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

30 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

31 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

32 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

33 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

34 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

35 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

36 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

37 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

38 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

39 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

40 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

41 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

42 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

43 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

44 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

45 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

46 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

47 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

48 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

49 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

50 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

51 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

52 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

53 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

54 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

55 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

56 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

57 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)  
都道府県知事は、第九条第一項の指示に係る措置の実施を確保するため必要があるときは、その職員に当該保護牧野に立ち入らせ、当該指示に係る措置の実施状況を検査させることができる。

2 第六条第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(完了の届出)

**第十三条** 第九条第一項の指示を受けた者は、当該指示に係る措置の実施を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該指示に係る措置の実施が完了していないと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(損失補償)

**第十四条** 都道府県は、第九条第一項の指示を実施したため損失を受けた者に対し、その実施により通常生ずべき損失を補償する。

(権利関係の調整)

**第十五条** 契約により所有権以外の権原に基き牧野の管理を行う者が、第九条第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するために必要な費用を支出したときは、その者は、契約の相手方に対し、契約期間若しくは永小作権その他の権利の存続期間の延長又は小作料、賃借料その他その利用の対価の減免につき協議を求めることができる。

**第十六条** 第九条第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するために必要な費用を支出した者と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に関する契約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の条件にかかるわらず、小作料、賃貸料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができるとができる。

**第十七条** 森林法(明治四十年法律第四十号)第三十六条において準用する同法第十四条の規定により保安林に編入されている牧野については、この章の規定を適用しない。

#### 第四章 雜則

(害虫の駆除等)

**第十八条** 都道府県知事は、牧野に害虫が発生し、これが他にまん延するおそれのある場合において、必要があるときは、区域及び期間を定め、当該牧野の所有者その他権原に基づき管理を行う者に対し、その害虫の駆除その他条例で定める措置を採るべき旨を指示することができる。(報告)

**第十九条** 都道府県知事は、この法律の目的を達するために必要があると認めるときは、牧野の所有者、管理者又は利用者に対し報告徴集の目的を附記した文書をもつて、当該牧野又はその施設に關し、必要な報告を求めることができる。(奨励措置)

**第二十条** 国は、第三条に規定する牧野管理規程に従い牧野の改良事業を行う者、第九条第一項の指示により保護牧野の改良事業を行う者及び第十八条の指示に従い害虫の駆除の事業を行う者に対する、当該事業を行うために必要な限度において、資金の融通、牧野草の種子及び牧野樹木の種苗の供給等に關し、必要な奨励措置を講ずる。

**第二十一条** この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為に關係のある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。(河川の敷地及び堤防に関する準用)

**第二十二条** この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手續その他の行為は、当該行為に關係のある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。(河川の敷地及び堤防に関する準用)

放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供することを許可された河川の敷地及び堤防に準用する。(権限の委任)

**第二十二条の二** この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

**第二十三条** この法律において政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林水産省令で定める。

#### 第五章 罰則

**第二十四条** 第九条第一項の規定による指示に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

**第二十五条** 左の各号の一に該当する者は、一円以下罰金に処する。

一 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第十九条(第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第二十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。

**第二十七条** 第十一条第二項又は第十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千円以下の過料に処する。

#### 附 則

1 この法律中第三章の規定は、昭和二十六年四月一日から、その他の規定は、この法律公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(牧野法の廃止)

2 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

3 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

7 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

#### 附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一六八号) 抄

9 8 6 5 4 3 2 1

1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

**附 則**（昭和五十三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和六一年二月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成三年五月二一日法律第七九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成五年五月一八日法律第八十八号）抄

（施行期日）この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

**附 則**（平成五年五月一八日法律第八十八号）抄

（施行期日）この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則**（平成一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五百条、節名並びに「款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）に限り、第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日以後に施行する経過措置）

（牧野法の一部改正に伴う経過措置）

**第二百五十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成二年二月二日法律第一六〇号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条 第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日